

**経済安全保障分野における  
セキュリティ・クリアランス制度等  
に関する提言**  
－有識者会議最終とりまとめを踏まえて－  
**概要**

2024年2月20日

一般社団法人 日本経済団体連合会

# 提言の構成

## 1. 背景・経緯

## 2. 基本的な考え方

## 3. 新たな制度の具体的な方向性

(1) 情報指定の範囲

(2) 情報の管理・提供ルール

①個人に対するクリアランス（個人の信頼性に関する調査と評価）

②事業者に対するクリアランス（民間事業者等に対する情報保全）

(3) プライバシーや労働法制等との関係

(4) 漏えい等の罰則

(5) 情報保全を適切に実施していくための取組み

## 4. CI以外の重要な情報の取扱い

## 5. 特定秘密制度等とのシームレスな運用

# 背景・経緯

- 今や国家の安全保障の対象は外交・防衛分野のみならず、経済・技術分野にも拡大。経済・技術分野においても保全すべき情報を指定し、厳格に管理することが必要。その際、政府と企業との間の連携、情報共有が不可欠
- 諸外国は、安全保障上重要と指定された政府保有情報（C I : Classified Information）にアクセスする必要がある者を、政府が調査して信頼性を確認した上でアクセスを認めるセキュリティ・クリアランス制度を経済・技術分野も含め運用
- わが国の特定秘密保護法は、防衛、外交、特定有害活動防止、テロリズム防止の4分野が対象。経済・技術分野の情報は4分野に係るものに限定
- セキュリティ・クリアランスは、国際共同研究開発や他国の政府調達の際に求められることがあるが、わが国企業はそれらへの参加が叶わない、あるいは共有される情報が限定されるなど、戦略的優位性・不可欠性を維持・確保する機会を逸しているおそれあり
- 経団連は、経済安全保障分野における、相手国から信頼されるに足る、実効性のあるセキュリティ・クリアランス制度の創設を求めてきたところ
- 政府は、昨年2月に「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」を立ち上げ、今年1月19日に「最終とりまとめ」を公表

# いわゆる「セキュリティ・クリアランス」制度の概要

## ①情報指定

政府が保有する安全  
保障上重要な情報を指定



## ③罰則

漏えいや不正取得  
に対する罰則



## ②情報の厳格な管理・提供ルール

- 情報を漏らすおそれがないという信頼性の確認（セキュリティ・クリアランス）を得た者の中で取り扱う
- 信頼性の確認にあたっては、政府が調査



個人（行政機関の職員、民間事業者の従業員）  
に対するセキュリティ・クリアランス



民間事業者に対するセキュリティ・クリアランス  
（施設・組織の信頼性）

# 基本的な考え方

- 制度設計にあたっては、以下を踏まえ、経済安全保障分野の情報保全に国家として万全を期す一方、情報にアクセスする企業・個人から見た予見可能性を確保することによって、わが国の戦略的優位性・不可欠性の維持・確保に資することが必要

## 1. 特定秘密保護法に基づく特定秘密制度等の既存の仕組みとの整合性を確保

## 2. 相手国から信頼されるに足る、実効性のある制度を志向

- ✓ 諸外国から安全保障上重要な情報の共有を受ける基盤となるのが相手国から信頼されるセキュリティ・クリアランス制度
- ✓ なお、国内既存制度との整合性を確保することが先決であり、その範囲内で諸外国の制度との機能的同等性を出来る限り確保

## 3. 国としての必要性に加え、企業側のニーズをも考慮

- ✓ 企業に過度な要件を課せば、企業は制度の活用を忌避し、戦略的優位性・不可欠性の維持・確保につながらないばかりか、経済安全保障の確保に必要な官民の情報共有が進まない結果となりかねず、十分な配慮が必要

## 4. 対象となる情報は、政府保有情報の中でも特に国家として厳格に保全すべき情報に限定

- ✓ 経済・技術分野において、民間の企業・個人等が保有している情報や重要でない情報までをも対象とすれば、民間の自由な活動を阻害し、かえって経済力・技術力を毀損する可能性あり

## 5. 対象となる民間事業者は政府が指定した重要情報の共有を受けようとする者に限定

- ✓ 当該情報の共有を受けようとする意思のない者まで対象とすることは、経済・技術分野における民間の自由な活動を明らかに阻害

## 6. 個人のクリアランスにあたってはプライバシーに十分配慮。信頼性の調査・評価結果の目的外利用は厳に回避

# (1) 情報指定の範囲

- 制度の対象とすべき情報は、**政府が保有する経済・技術分野の情報の中でも特に国家として厳格に保全すべき重要情報に限定すべき**
- 「我が国として真に守るべき政府が保有する情報に限定し、そこに厳重な鍵をかけるというのが基本的な考え方である」としている点は適切

\* 「」内は「最終とりまとめ」より抜粋（以下同じ）

特定秘密制度	有識者会議	評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報指定の対象は政府が保有する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国として真に守るべき政府が保有する情報に限定し、そこに厳重な鍵をかけるというのが基本的な考え方</li> </ul>	○

## 情報区分のイメージ

	政府由来情報 (政府保有・民間へ共有)	民間由来情報 (民間保有)
C I (Classified Information) レベル	A	D
C I レベル未満の要保護情報	B	E
その他の情報	C	F

# (1) 情報指定の範囲

- 経済安全保障上重要な情報は「法令等によりあらかじめ明確にしておくべき」

## 対象となる情報

特定秘密制度	有識者会議	評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防衛</li> <li>● 外交</li> <li>● 特定有害活動防止</li> <li>● テロリズム防止</li> </ul>	<p>(経済安全保障上重要な情報の候補)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● サイバー関連情報 (サイバー脅威・対策等に関する情報)</li> <li>● 規制制度関連情報 (審査等に係る検討・分析に関する情報)</li> <li>● 調査・分析・研究開発関連情報 (産業・技術戦略、サプライチェーン上の脆弱性等に関する情報)</li> <li>● 国際協力関連情報 (国際的な共同研究開発に関する情報)</li> </ul>	<p>—</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記4分野のうち対象となる情報の種類を運用基準に規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定の対象となる情報の範囲については、法令等によりあらかじめ明確にしておくべき</li> </ul>	<p>○</p>

# (1) 情報指定の範囲

- トップ・シークレット、シークレット、コンフィデンシャル等の複数の階層に分けて、機微度に応じて複層的に管理している諸外国と同様に、新たな制度においては、「現行の特定秘密制度が対応していない諸外国のコンフィデンシャル（Confidential）級のC Iにも対応する形」とし、「同様に法律に基づく情報指定の対象」とすべき

## C I の機微度の区分

\* 5 頁の図中の A に該当する情報の区分

米国の区分	特定秘密制度等	有識者会議	評価
Top Secret (機密)	● 特定秘密としてクリアランスを実施	経済安全保障上重要な情報を新たに指定しクリアランスを実施すべき	○
Secret (極秘)			
<u>Confidential (秘)</u>	● 防衛省のみクリアランスを実施 ● 他省庁は国家公務員法に基づく罰則のみ		



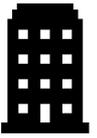
## (2) 情報の管理・提供ルール

### ①個人に対するクリアランス（個人の信頼性に関する調査と評価）

- 最終とりまとめでは、信頼性の調査と評価は別のプロセスであるとし、「調査機能を一元化することにより」「一定の『ポータビリティ』を持たせる」とする一方、評価は各行政機関が行うことを前提
- 評価結果も含めてポータビリティを確保してほしいという企業の当初の要望からすれば、十分とは言えない一方、一定の合理性あり

調査と評価のプロセス	特定秘密制度	有識者会議	評価
① 政府による調査	各省庁が実施	<u>一元化</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業の当初の要望からすれば、十分とは言えない一方、重要情報の指定が各行政機関において行われることに鑑みれば、<u>一定の合理性あり</u></li> </ul>
② 調査に基づく信頼性の確認（評価）	各省庁が実施	各省庁が実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査機能の一元化を通じて、調査結果を一つの機関に集約し（中略）「信頼性の確認を受ける者の<u>重複調査の負担を減らし</u>」ていくことが重要</li> </ul>





(2) 情報の管理・提供ルール

②事業者に対するクリアランス（民間事業者等に対する情報保全）

- 最終とりまとめでは「現行制度の運用や主要国の例も参照しつつ、我が国の企業等の実情や特定秘密保護法、外国為替及び外国貿易法、会社法等との整合性も踏まえながら、**実効的かつ現実的な制度を整備していくべき**」とされていることは適切

現状	有識者会議	評価
<p>【特定秘密制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間事業者等の従業者に対する調査や民間事業者等の保全体制（施設等）の確認を規定</li> </ul>	<p>現行制度の運用や主要国の例も参照しつつ、我が国の企業等の実情や特定秘密保護法、外国為替及び外国貿易法、会社法等との整合性も踏まえながら、実効的かつ現実的な制度を整備していくべき</p>	<p>○</p> <p>（政府においては、今後、国内既存制度との整合性を踏まえて現実的な制度とするとともに、国際的にも通用する実効的な制度となるよう諸外国の理解を得ていくべき）</p>
<p>【主要国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間事業者が保有する施設等の物理的管理要件だけでなく、当該民間事業者の株主構成や役員構成といった組織的要件も確認</li> </ul>		

## (3) プライバシーや労働法制等との関係

- 特定秘密制度と「同様に丁寧な手順を踏んだ上で本人の同意を得て調査を行うことが大前提である」ことは当然
- 調査にあたり収集された個人情報等は厳格に管理されることが必要
- 「不利益取扱いを含む調査結果等の目的外利用は、特定秘密保護法と同様に禁止されるべきである」とされていることは妥当

特定秘密制度	有識者会議	評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象者の適性評価の実施への不同意、同意取下げ、適性評価の結果、その他の取得する個人情報について、特定秘密保護の目的以外での利用や提供を禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密制度と同様の措置を講じることが必要</li> </ul>	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不利益取扱いを含む調査結果等の目的外利用を禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密保護法と同様に禁止されるべき</li> <li>● 労働法令との関係を十分に踏まえ、同意プロセスの瑕疵や不当な取扱いを実効性をもって防ぐための方策についても検討すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不利益取扱いを含む調査結果等の目的外利用が起きないように、労使間の緊密なコミュニケーションを行うことが何より重要</li> <li>● それを超えて左記の方策について検討するのであれば、特定秘密制度との整合性、当該方策が民間事業者に与える影響等に十分配慮すべき</li> </ul>

## (4) 漏えい等の罰則

- 諸外国にも通用する実効的な水準であることを前提に、保全対象となる情報の重要度に応じて、**トップ・シークレット級、シークレット級の情報については、特定秘密保護法と同水準**とすること、**コンフィデンシャル級の情報については、不正競争防止法や国家公務員法等との整合性を踏まえて定めることが適当**
- 「漏えい等が法人の事業活動の一環として行われた場合に法人を処罰する規定を置くことについても検討すべきである」とされているところ、**仮にそのような規定を設ける場合であっても上記のケースに限定すべき**

現状 (情報漏えい等に罰則を 設けている法律)	有識者会議	評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密保護法 (10年以下 /1000万円以下)</li> <li>● 不正競争防止法 (10年以下 /2000万円以下)</li> <li>● 国家公務員法 /自衛隊法 (1年以下 /50万円以下)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● トップ・シークレット級及びシークレット級の情報は、特定秘密保護法の法定刑と同様の水準とすることが適当</li> <li>● コンフィデンシャル級の情報は、不正競争防止法や国家公務員法など漏えい行為を処罰する国内法とのバランスも踏まえながら、政府において具体的に検討していくべき</li> </ul>	○
<p>【法人への罰則】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密保護法：無</li> <li>● 不正競争防止法：有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 漏えい等が法人の事業活動の一環として行われた場合に法人を処罰する規定を置くことについても検討すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮に法人を処罰する規定を設ける場合は左記のケースに限定すべき</li> </ul>

## (5) 情報保全を適切に実施していくための取組み

### 制度の説明

- 政府は「新たな制度の具体的な中身やその必要性、どのような事業者に影響が及ぶのか等について、分かりやすい説明を尽くしていくべき」
- 民間事業者との関係では、①制度の対象となる情報は、わが国として真に守るべき政府が保有する情報に限定されること、②制度の対象となる事業者は、政府からC Iの共有を受ける意思を示した事業者限定されること、を周知することが無用な誤解を防ぐ上で重要。また、対象となる民間事業者がC Iを適切に保全できるよう、「事業者から見て分かりやすい基準等の文書を作成、公表していく」ことが必要

### 政府間の協定

- 諸外国との重要情報の共有を促進するとともに、民間事業者の国際共同研究開発や諸外国の政府調達への参加につなげていくためには、セキュリティ・クリアランス制度そのものに加え、政府間の協定締結等も必要
- 「セキュリティ・クリアランス制度を日本の民間事業者等の海外ビジネス展開につなげていくためには、それを後押しするような同盟国・同志国との連携も重要であり、政府においては、今回の制度整備を踏まえ、同盟国・同志国との間で新たに必要となる国際的な枠組みについても取組を進めていくべき」との最終とりまとめを踏まえた政府の取組みを期待

### 費用負担

- 民間事業者は、セキュリティ・クリアランスの取得に伴い生じる施設の整備費用等の負担も勘案した上でC Iの共有を受ける意思を示すこととなろうが、「民間事業者等が政府からの協力要請に応じてC Iに触れる」場合は、「経緯や実態を踏まえて、民間事業者等における保全の取組に対する支援の在り方について合理的な範囲内で検討していく」ことが妥当。検討にあたっては、追加的に必要な施設や人員等も「保全の取組」として考慮することが必要

# C I 以外の重要な情報の取扱い

- 民間事業者等が保有している情報までをも対象とすれば、民間の自由な活動を阻害し、国力の重要な要素である経済力・技術力を毀損しかねないため、「国が一方的に規制を課すことは民間活力を阻害する懸念もあることに留意が必要」
- 今後、C I 以外の重要な情報の取扱いに関して、政府として検討していく場合は、経団連として改めて意見を申し述べたい

## 有識者会議

- 信頼性の確認のための調査も含め、C I に対するものほど厳格ではないが一定の保全措置を講ずる必要性について、今後検討を進めていくべき
- 民間事業者等が保有している情報については、国が一方的に規制を課すことは民間活力を阻害する懸念もあることに留意が必要
- 民間事業者等が真に必要な情報保全措置を講じられる環境を整えていけるよう、民間事業者等任せにせず、明確な指針等を示していくことの妥当性も含め検討を進めることが必要

## 評価

- C I 以外の重要な情報についても、民間事業者等が保有している情報までをも対象とすれば、民間の自由な活動を阻害し、国力の重要な要素である経済力・技術力を毀損しかねない
- 今後、C I 以外の重要な情報の取扱いに関して、政府として検討していく場合は、経団連として改めて意見を申し述べたい

# 特定秘密制度等とのシームレスな運用

- 新たな制度を「仮に、特定秘密制度とは別の制度として整備することになるのであれば、諸外国ではC Iは一つの制度で管理されているということとの関係にも十分に留意し、シームレスな運用を目指していくべき」との指摘は重要
- 最終とりまとめの後、政府は、新たな制度は特定秘密制度とは別の制度として整備し、特定秘密制度でトップ・シークレット/シークレット級、新たな制度でコンフィデンシャル級を対象とする方針を提示
- 特定秘密として指定される経済・技術分野の情報を拡充することなどを通じて、企業のニーズに対応すべき

## 特定秘密制度の下での現状

現行の特定秘密制度の下では、対象となっている経済・技術分野の情報は限定的

## 新制度の対象はコンフィデンシャル級

国際共同研究開発や他国の政府調達に参加する際にトップ・シークレット/シークレット級のクリアランスを求められた場合、新たな制度では対応不可

- 岸田総理は特定秘密保護法の運用基準の見直しを検討を含め必要な措置を講じるよう指示
- 特定秘密として指定される経済・技術分野の情報を拡充することなどを通じて、企業のニーズに対応すべき